

高鍋町告示第36号

平成26年第3回高鍋町議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年8月29日

高鍋町長 小澤 浩一

1 期 日 平成26年9月4日(木)

2 場 所 高鍋町議会議場

---

○開会日に応招した議員

水町 茂君	徳久 信義君
岩崎 信や君	緒方 直樹君
池田 堯君	中村 末子君
黒木 正建君	後藤 隆夫君
青木 善明君	永友 良和君
時任 伸一君	八代 輝幸君
津曲 牧子君	柏木 忠典君
山本 隆俊君	

---

○9月8日に応招した議員

---

○9月17日に応招した議員

---

○9月18日に応招した議員

---

○9月19日に応招した議員

---

○9月18日に応招しなかった議員

緒方 直樹君

---

議事日程(第1号)

平成26年9月4日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
  - (2) 議員派遣の報告
  - (3) 本省要望の報告
  - (4) 例月現金出納検査結果報告
  - (5) 町長の政務報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 報告第5号 平成25年度高鍋町財政健全化判断比率について
- 日程第5 報告第6号 平成25年度高鍋町公営企業資金不足比率について
- 日程第6 報告第7号 平成25年度高鍋町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について
- 日程第7 同意第3号 教育委員会委員の任命について
- 日程第8 議案第37号 平成25年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第9 認定第1号 平成25年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第10 認定第2号 平成25年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第11 認定第3号 平成25年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第12 認定第4号 平成25年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第13 認定第5号 平成25年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第14 認定第6号 平成25年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第15 認定第7号 平成25年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第16 認定第8号 平成25年度高鍋町水道事業会計決算について
- 日程第17 議案第38号 高鍋町防災会議条例の一部改正について
- 日程第18 議案第39号 高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

- 日程第19 議案第40号 高鍋町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第20 議案第41号 高鍋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第21 議案第42号 平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第22 議案第43号 平成26年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第44号 平成26年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第45号 平成26年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第46号 平成26年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 平成25年度高鍋町一般会計並びに特別会計決算審査結果報告

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
  - (2) 議員派遣の報告
  - (3) 本省要望の報告
  - (4) 例月現金出納検査結果報告
  - (5) 町長の政務報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 報告第5号 平成25年度高鍋町財政健全化判断比率について
- 日程第5 報告第6号 平成25年度高鍋町公営企業資金不足比率について
- 日程第6 報告第7号 平成25年度高鍋町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について
- 日程第7 同意第3号 教育委員会委員の任命について
- 日程第8 議案第37号 平成25年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第9 認定第1号 平成25年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第10 認定第2号 平成25年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第11 認定第3号 平成25年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第12 認定第4号 平成25年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第13 認定第5号 平成25年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第14 認定第6号 平成25年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について

- 日程第15 認定第7号 平成25年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第16 認定第8号 平成25年度高鍋町水道事業会計決算について
- 日程第17 議案第38号 高鍋町防災会議条例の一部改正について
- 日程第18 議案第39号 高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第19 議案第40号 高鍋町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第20 議案第41号 高鍋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第21 議案第42号 平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第22 議案第43号 平成26年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第44号 平成26年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第45号 平成26年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第46号 平成26年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 平成25年度高鍋町一般会計並びに特別会計決算審査結果報告

---

出席議員（15名）

1番 水町 茂君	2番 徳久 信義君
3番 岩崎 信や君	5番 緒方 直樹君
6番 池田 堯君	7番 中村 末子君
8番 黒木 正建君	10番 後藤 隆夫君
11番 青木 善明君	13番 永友 良和君
14番 時任 伸一君	15番 八代 輝幸君
16番 津曲 牧子君	17番 柏木 忠典君
18番 山本 隆俊君	

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 間 省二君 事務局補佐兼議事調査係長 鳥取 和弘君  
主 査 矢野 由香君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	小澤 浩一君	副町長	……………	川野 文明君
教育長	……………	島埜内 遵君	教育委員長	……………	黒木 知文君
農業委員会会長	……………	坂本 弘志君	代表監査委員	……………	黒木 輝幸君
総務課長	……………	森 弘道君	政策推進課長	……………	三嶋 俊宏君
建設管理課長	……………	恵利 弘一君	農業委員会事務局長	…	鳥井 和昭君
産業振興課長	……………	田中 義基君	会計管理者兼会計課長	…	宮崎守一朗君
町民生活課長	……………	茂又 哲也君	健康福祉課長	……………	河野 辰己君
税務課長	……………	川野 和成君	上下水道課長	……………	芥田 秀則君
教育総務課長	……………	中里 祐二君	社会教育課長	……………	稲井 義人君

午前10時00分開会

○議長（山本 隆俊） おはようございます。只今から平成26年第3回高鍋町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、後藤隆夫議員。

○議会運営委員会委員長（後藤 隆夫君） おはようございます。きょうから安倍第2次の改造内閣が発足をするようでございます。元気で豊かな地方の再生ということで、ひとつしっかりと取り組んでほしいなあというふうに思います。

私たちもまた今議会が最後の議会になるようございますので、ひとつ元気で活発な議論をお願いを申し上げたいと思います。

それでは、早速でございますが、報告をいたします。

平成26年第3回定例会の招集に伴いまして、9月1日午前10時から第3会議室におきまして議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告を申し上げます。

今定例会に付議されました案件は、平成25年度財政健全化判断比率など報告が3件、同意1件、水道事業剰余金の処分が1件、決算認定8件、条例改正並びに制定が4件、平成26年度補正予算5件、計22件が執行部より提案されました。このことに伴いまして、副町長及び関係課長にその概要の説明を求め、審議を行ったところであります。

会期日程、議事日程につきましては、別紙予定表がお手元に配付をされておりますが、出席委員全員意見の一致を見たところでございます。

今定例会が円滑に運営されますよう議員各位の御協力をお願いを申し上げまして、御報告といたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（山本 隆俊） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、16番、津曲牧子議員、

17番、柏木忠典議員を指名します。

## 日程第2. 諸報告

○議長（山本 隆俊） 日程第2、諸報告を行います。

まず、議長の会務報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、これにより朗読及び説明を省略して差し支えありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、議長の会務報告は朗読及び説明を省略いたします。

次に、議員派遣の報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、このとおり派遣しましたので、これによって報告とします。

次に、本省要望の報告を求めます。团长、岩崎信や議員。

○3番（岩崎 信や君） 報告いたします。

日時は、8月4日、5日の2日間です。参加者は、私、岩崎信や、水町茂、中村末子、池田堯各議員、間事務局長、小澤町長、森総務課長、三嶋政策推進課長、恵利建設管理課長です。

国土交通省に要望、防衛省謝礼表敬、そして県選出国會議員を訪問しました。毎年慣例となっている国土交通省、防衛省への要望、表敬などを兼ねた訪問を行いました。

国土交通省へは、1級河川管理を引き続き国で行っていただきたいこと、竹鳩潜水橋かけかえについて特段の配慮をお願いし、国道10号線に関しては整備中のところもあわせ、お礼と標示板設置のお願いをしてきました。

また、県選出国會議員の秘書の案内で各担当部署を訪ね、提言書を持ってお願いしてまいりました。

以上、報告いたします。

○議長（山本 隆俊） 以上で、本省要望の報告を終わります。

次に、例月現金出納検査結果に関する報告が提出されましたので、お手元に配付してあります。

次に、町長の政務報告を行います。町長。

○町長（小澤 浩一君） おはようございます。平成26年6月1日から平成26年8月31日までの主な政務について御報告申し上げます。

まず、消防操法大会についてでございますが、6月29日、高鍋町スポーツセンター駐車場におきまして、高鍋町大会を開催いたしました。各部とも訓練の中で培った技術を十分に発揮し、大変すばらしい大会となりました。

東児湯支部大会におきましては、7月19日、東児湯消防組合で開催されました。結果、小型ポンプの部で第2部が見事優勝、ポンプ自動車の部で第3部、小型ポンプ積載車の部で第11部がともに準優勝とすばらしい結果でございました。

そして、去る8月23日、宮崎県消防学校で開催されました宮崎県大会では、第2部が東児湯支部代表として出場いたしました。僅差で入賞には届かなかったものの、町、支部の代表として恥じない気合いの入った機敏な動作を見せていただいたとの報告を受けております。

次に、蚊口浜ビーチクリーン活動についてでございますが、7月13日、高鍋海水浴場において行われました。当日は、早朝にもかかわらず町民の皆様ほか関係各団体から約2,000人の御参加をいただき、清掃作業に汗を流しました。

次に、在日米軍再編に係る訓練移転先6基地関係自治体連絡協議会総会及色部長門碑前祭についてでございますが、7月23日から27日にかけて石川県小松市において同協議会総会、新潟市において同碑前祭に出席をいたしました。

6基地関係自治体連絡協議会総会におきましては、防衛省から地方調整課訓練調整室長を初め、御来賓をお迎えした中で、10年間としている再編交付金の継続要望活動を協議体一体となって実施していくこと、また、構成自治体間において大規模災害等の相互支援に関する協定を結ぶことを議決いたしました。

色部長門碑前祭につきましては、姉妹都市であります山形県米沢市の主催行事で同市からの要請により出席をいたしました。戊辰戦争時、新潟の地において新政府軍に属する高鍋藩と新政府の圧力に対抗するために結成された奥羽越列藩同盟に属する米沢藩が戦闘を繰り広げ、米沢軍の総督であった色部長門久長公が高鍋藩士によって討ち取られたとされております。

碑前祭に先立ち、新潟市内にある高鍋藩士の墓をお参りさせていただきましたが、その墓は敵対の藩にもかかわらず、同市によりきれいに整備され、我が先哲を手厚く葬っていただいておりますことに対し、大変感銘を受けました。

次に、九州徴収フォーラム in 宮崎についてでございますが、8月1日、高鍋町中央公民館において開催いたしました。九州各県はもとより、全国から約400人の御参加をいただき、各分野から多数の講師をお招きし、徴収職員個々の技術や意識の向上と自治体間の情報共有や連携を図りました。

このフォーラムを通して参加自治体の未収金圧縮、自主財源確保に努め、厳しい財政状況の中でも生き残れるような足腰の強い自治体を目指し、信頼される自治体づくりに寄与できたものと考えております。

次に、いわさきちひろ展についてでございますが、8月2日から31日、高鍋町美術館において開催いたしました。子供を生涯のテーマとして描き続けたちひろ先生の美しく、幻想的な作品に、来場者の皆様は一つ一つ見入っておられました。

次に、「きゃべつ畑のひまわり祭り」についてでございますが、8月16日から2日間にかけて、染ヶ岡地区において開催されました。同地区環境保全協議会が中心となり、早くも5回目を迎え、本年は80ヘクタール、約1,100万本のヒマワリに約1万4,000人もの来場者が訪れ、県内を代表するイベントとなっております。

次に、ブラジル宮崎県人会創立65周年及び県人移住100周年記念式典についてでございますが、8月19日から27日にかけて、同記念式典出席のため、ブラジル連邦共和国を訪問いたしました。式典には県内から稲用博美副知事を初め、各自治体首長のほか関係者約80名が出席いたしました。

県人会では、当町出身の竹原様を初め約270名が出席され、ブラジルの厳しい環境の中、生き抜いてこられた体験談やふるさと宮崎への思いを感慨深く語られておりました。

以上、その他の政務・要望活動につきましては、お手元の政務報告にて御確認いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（山本 隆俊） 以上で、日程第2、諸報告を終わります。

---

### 日程第3. 会期の決定

○議長（山本 隆俊） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、会期日程予定表のとおり、本日から9月19日までの16日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から19日までの16日間に決定いたしました。

---

### 日程第4. 報告第5号

### 日程第5. 報告第6号

### 日程第6. 報告第7号

○議長（山本 隆俊） 日程第4、報告第5号平成25年度高鍋町財政健全化判断比率についてから、日程第6、報告第7号平成25年度高鍋町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等についてまで、以上、3報告を一括議題といたします。

まず、町長の報告を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 報告第5号平成25年度高鍋町財政健全化判断比率について及び※報告第6号平成26年度高鍋町公営企業資金不足比率について、一括して御報告を申し上げます。

まず、報告第5号平成25年度高鍋町財政健全化判断比率についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政健全化判断比率につきまして御報告をするものでございます。

4つの指標の比率が、それぞれ括弧書きで記載されております早期健全化基準値以上である場合におきましては、財政健全化計画を定めなければならないものでございます。本町では、いずれの比率も早期健全化基準値未満となっております。

次に、報告第6号平成25年度高鍋町公営企業資金不足比率についてでございますが、

※後段に訂正あり

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公営企業の資金不足比率につきまして御報告するものでございます。

その比率が経営健全化基準で定められております20%以上である場合には、経営健全化計画を定めなければならないものでございます。本町では、水道事業、下水道事業とも資金不足は発生しておりません。

以上、2件につきまして御報告を申し上げます。（発言する者あり）

最初のところで第6号平成26年と言ったそうですので、25と。はい、以上です。お願いします。

○議長（山本 隆俊） 次に、教育委員長の報告を求めます。教育委員長。

○教育委員長（黒木 知文君） 教育委員長。おはようございます。報告第7号平成25年度高鍋町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について御報告申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により提出するものでございます。

以上でございます。

---

#### 日程第7. 同意第3号

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第7、同意第3号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

ここで、黒木知文教育委員長の退席を求めます。

〔教育委員長 黒木 知文君退席〕

○議長（山本 隆俊） 提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 同意第3号教育委員会委員の任命について提案理由を申し上げます。

現委員の黒木知文氏が、平成26年9月25日をもって任期満了になりますことに伴い、引き続き同氏を教育委員会委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

このことにつきまして、御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山本 隆俊） 本件につきましては、再任でありますので、略歴の説明を省略します。

以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

これから同意第3号を起立によって採決します。本件は同意することに賛成議員は御起

立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本 隆俊） 起立全員と認めます。したがって、同意第3号教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。

ここで、黒木知文教育委員長の入場を許可します。

[教育委員長 黒木 知文君入場]

---

日程第8. 議案第37号

日程第9. 認定第1号

日程第10. 認定第2号

日程第11. 認定第3号

日程第12. 認定第4号

日程第13. 認定第5号

日程第14. 認定第6号

日程第15. 認定第7号

日程第16. 認定第8号

日程第17. 議案第38号

日程第18. 議案第39号

日程第19. 議案第40号

日程第20. 議案第41号

日程第21. 議案第42号

日程第22. 議案第43号

日程第23. 議案第44号

日程第24. 議案第45号

日程第25. 議案第46号

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第8、議案第37号平成25年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてから、日程第25、議案第46号平成26年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）まで、以上18件を一括議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 議案第37号平成25年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてから議案第46号平成26年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてまで、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第37号平成25年度高鍋町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてでございますが、本案につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定により、同剰余金の処分について議会の議決を求めるものでございます。

次に、認定第1号平成25年度高鍋町一般会計歳入歳出決算についてから認定第7号平

成25年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算についてまででございますが、平成25年度各会計の歳入歳出の決算について、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付するものでございます。

初めに、認定第1号の一般会計については、歳入総額81億6,233万8,230円、歳出総額78億2,586万8,674円、差し引き3億3,646万9,556円となっております。

次に、認定第2号の国民健康保険特別会計については、歳入総額31億6,943万7,153円、歳出総額29億5,993万4,580円、差し引き2億950万2,573円となっております。

次に、認定第3号の後期高齢者医療特別会計については、歳入総額4億4,291万7,502円、歳出総額4億4,176万5,402円、差し引き※105万2,100円となっております。

次に、認定第4号の下水道事業特別会計については、歳入総額3億5,235万9,600円、歳出総額3億4,440万2,651円、差し引き795万6,949円となっております。

次に、認定第5号の介護認定審査会特別会計については、歳入総額1,136万7,000円、歳出総額996万6,769円、差し引き140万231円となっております。

次に、認定第6号の介護保険特別会計については、歳入総額※15億8,208万1,300円、歳出総額15億1,478万478円、差し引き6,550万822円となっております。

次に、認定第7号の一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計については、歳入総額2,216万7,463円、歳出総額1,738万9,415円、差し引き477万8,048円となっております。

次に、認定第8号平成25年度高鍋町水道事業会計決算についてでございますが、地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定に付するものでございます。営業面では、給水件数が8,934件で、前年度より50件の増、有収水量は201万2,491立方メートルで、前年度より0.6%減少いたしました。経営面では、税抜きの収益的収入総額4億1,516万45円、支出総額3億9,611万1,210円で、経常収支は1,904万8,835円の黒字でございました。

次に、資本的収支ですが、収入総額4,000万円に対し、支出総額は3億2,743万9,947円となっております。

なお、資本的収支が支出に対して不足する額2億8,743万9,947円は、当年度損益勘定留保資金等で補填をいたしました。

次に、議案第38号高鍋町防災会議条例の一部改正についてでございますが、本案は災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方防災会議の所掌事務及び組織の見

※後段に訂正あり

直しを行うため、所要の条例改正を行うものでございます。

次に、議案第39号高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてでございますが、本案は、子ども・子育て支援法の制定に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものでございます。

次に、議案第40号高鍋町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございますが、本案は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定による児童福祉法の改正に伴い、地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものでございます。

次に、議案第41号高鍋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございますが、本案につきましても、前議案に同じく、児童福祉法の改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものでございます。

次に、議案第42号平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億6,397万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ79億3,348万円とするものでございます。

補正の主なものは、歳出では、心と体の生きがいきづくり事業費補助金、障害者等の自発的活動支援事業補助金、農地基本台帳整備促進事業、高品質茶生産技術確立支援事業、多面的機能支払交付金事業、RVパーク整備事業、琴弾橋改修事業、消防用小型ポンプ購入事業、小丸河川敷広場多目的施設建設事業、農地・農業用施設及び公共土木施設災害復旧事業等でございます。また、4月に実施しました人事異動等に伴う人件費の調整をそれぞれ行うものでございます。

財源につきましては、分担金及び負担金、国県支出金、寄附金、町債等でございます。あわせて、小型ポンプ購入事業ほか4件の地方債の追加、変更を行うものでございます。

次に、議案第43号平成26年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ219万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ29億4,884万3,000円とするものでございます。

補正の主なものは、歳出では、職員の人事異動に伴う人件費の減額、平成26年度納付額確定に伴う後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護納付金等の増額及び減額、平成25年度事業実績による国庫負担金等、県費負担金及び支払基金返還金の増額でございます。

歳入では、平成25年度事業実績による国庫支出金の増額、※平成26年度交付額確定に伴う後期高齢者交付金の減額、人件費減額に伴う職員給与費相当分一般会計繰入金の減額及び財源調整のための繰越金の増額でございます。

次に、議案第44号平成26年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）につい

※後段に訂正あり

てでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ25万2,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ4億1,298万7,000円とするものでございます。

補正の主なものは、歳出では、消費税確定申告に伴う消費税の増額でございます。歳入では、平成25年度決算に伴う繰越金の増額等、及び財源調整のための一般会計繰入金の減額でございます。

次に、議案第45号平成26年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ5万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,053万円とするものでございます。

補正の主なものは、歳出では、介護認定審査会委員研修開催に伴う報酬の増額でございます。歳入では、平成25年度事業費確定に伴う負担金及び繰入金の減額、平成25年度決算に伴う繰越金の増額でございます。

次に、議案第46号平成26年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ6,512万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億3,808万1,000円とするものでございます。

補正の主なものは、歳出では、平成25年度事業費確定に伴う国県支出金及び支払基金返還金並びに一般会計繰出金の増額、及び介護給付費準備基金積立金の増額でございます。

歳入では、平成25年度事業費確定に伴う介護給付費負担金の増額、平成25年度決算に伴う繰越金の増額でございます。

以上、18件の議案につきまして御審議賜りますようお願い申し上げます。（発言する者あり）

後期高齢者特別会計について、差し引きの「105万」と言ったそうですが、「115万2,000円」に直してください。（発言する者あり）介護保険特別会計について、15億8,028万を「208万」と言ったそうです。「28万」にかえてください。（発言する者あり）平成26年度交付金確定に伴う前期高齢者交付金を「後期」と読んだそうですので、「前期」に直していただきたいと思っております。

以上です。

---

## **日程第26．平成25年度高鍋町一般会計並びに特別会計決算審査結果報告**

○議長（山本 隆俊） 日程第26、平成25年度高鍋町一般会計並びに特別会計決算審査結果報告を求めます。黒木輝幸代表監査委員。

○代表監査委員（黒木 輝幸君） 代表監査委員。監査委員2名を代表いたしまして、平成25年度各会計の決算審査結果を御報告いたします。

初めに、地方自治法第233条第2項の規定により審査に付されました、平成25年度高鍋町一般会計及び特別会計歳入歳出決算に関する審査結果を御報告いたします。

決算審査は、去る7月3日から8月7日までの間、役場において、書面審査及び対面審査を実施し、審査意見書を8月15日に講評を兼ねて町長に提出いたしました。決算審査

意見書は皆様のお手元に配付をされております。その概要について御報告申し上げます。

まず第1に、審査の対象となりましたのは、平成25年度高鍋町一般会計歳入歳出決算、平成25年度高鍋町特別会計6会計歳入歳出決算——1、国民健康保険特別会計、2、後期高齢者医療特別会計、3、下水道事業特別会計、4、介護認定審査会特別会計、5、介護保険特別会計、6、一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計でございます。

第2に、審査の期間でございますが、先ほど述べましたとおり、平成26年7月3日から平成26年8月7日まで、実質の審査日数は15日間でございます。

第3に、審査の方法でございますが、審査に当たりましては、町長から提出をされました決算書及び附属書類が地方自治法、高鍋町条例に準拠して作成されているか、予算が適正かつ効率的に執行されているかを主眼に置き、関係者の説明を聴取し、定期監査、例月現金出納検査結果等も考慮して、関係帳簿並びにその他書類と照合するとともに、必要な書類の提出を求め、通常実施すべき審査を実施し、現地調査も実施をいたしました。

第4に、審査の結果でございますが、平成25年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算は、関係諸帳票を初めその他の証拠書類など照合審査した結果、決算に関する計数はいずれも正確であることを確認いたしました。

また、予算の執行、会計事務及び財産の管理など財務に関する事務の執行は適正に処理されているものと認められました。

それでは、総括意見を申し述べます。なお、それぞれの項目ごとの審査結果につきましては、意見書をごらんいただきたいと存じます。

まず、一般会計から申し上げます。最初に、決算にあらわれた現状の評価について申し上げます。収支でございますが、平成25年度一般会計におきましては、前年度と比較して、歳入において5億9,693万6,000円上回り、歳出においても6億6,532万円上回っております。この結果、実質収支は前年度と比較して7,755万4,000円下回っておりますが、収支に関しましては基金の運用を控除した実質単年度収支で判断をしなければなりません。その実質単年度収支は赤字となっておりますが、これは基金の積み立てが財政調整基金ではなく公共施設等整備基金に積み立てられたことによるものであり、収支均衡が貫かれ、堅調な財政運営であったという結果が出ております。

次に、歳入について申し上げます。自主財源であります町税は、1,024万4,000円の減収となっております。依存財源であります地方交付税が3,479万8,000円増額、国庫支出金は、子ども手当負担金、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等の減がありましたが、障害児通所給付費負担金、地域の元気臨時交付金、防災行政無線放送施設整備事業補助金等の増があり、全体では2億6,008万9,000円の増となっております。

県支出金は、子ども手当負担金、介護施設開設準備経費助成事業補助金、農業体質強化基盤整備事業補助金、子宮頸がん等ワクチン接種事業補助金等の減がありましたが、介護基盤緊急整備事業補助金、保育士処遇改善臨時特例事業補助金、埋却地再生整備事業委託金等の増がありまして、全体では1億6,778万3,000円の増となっております。ま

た、借入金であります町債は、防災行政無線整備事業及び学校教育施設、社会体育施設整備事業に積極的に取り組まれました結果、1億9,980万3,000円の増となっております。

なお、歳入の確保という面から見ますと、重要な自主財源であります町税は、収納部門の地道な努力によりまして年々徴収率が上昇をしております。評価できるものと思います。

しかしながら、町税、保育料、住宅使用料の収入未済額は、その合計が1億1,172万9,000円でありまして、前年度と比較して2,702万7,000円減少しておりますが、交流ターミナル施設運営貸付金の元利収入が未済となっているなど、依然として多額であり、看過できない状況であります。特に、住宅使用料につきましては、依然として多額でありまして、的確な対応が求められます。

また、不納欠損額は町税のみで1,050万4,000円となっております。前年度と比較して189万3,000円の減となっております。

また、町税滞納処分の執行を停止している額は3,082万4,000円で、750万1,000円減少をしております。

次に、歳出でございますが、全般的に行財政改革の推進の成果が定着をしている結果となっております。

義務的経費におきましては、人件費及び公債費は、大幅な変動はありませんが、扶助費は年々増加し続け、介護給付費、私立保育園委託費、障害児通所支援費の増によりまして、前年度と比較して3,565万1,000円の増額となり、全体では3,332万9,000円増加しております。このことが経常収支比率の改善がなかなか進まない要因の1つともなっております。

投資的経費は、高齢者等多世代交流拠点施設整備事業、農産物加工施設建設等の減がありました。防災行政無線施設整備事業、介護基盤緊急整備事業補助金、町営小丸団地外壁改修事業、尾鈴土地改良事業負担金、町単独道路改良事業、町体育館大規模改修事業等の増により、全体では、前年度と比較して6億220万7,000円の大幅増となりました。

その他の経費では、介護施設開設準備経費助成事業補助金等の減がありましたが、西都児湯環境整備事務組合負担金、保育士処遇改善臨時特例事業補助金等の増により、補助費等は3,971万8,000円の増額となっております。

基金は、前年度に引き続き公共施設等整備基金の積み立てが行われ、3月末現在高が財政調整基金11億1,434万4,000円、公共施設等整備基金9億4,042万5,000円となりまして、緊急時等の対応力が強化されるとともに、公共施設等の改善資金の確保がさらに進んでおります。

以上の実績から、第5次行財政改革に引き続いて財政健全化に取り組まれ、基金の積み立てに取り組まれたことによりまして、財政の健全度をはかる各種財政指標も改善されるなど、財政規律を重視する一方で各種補助制度等を積極的に利用し、防災行政無線の更新

や教育環境の整備に取り組むなど、平成25年度一般会計の運営は効果的であるとともに適正であったと認められます。

今後の財政運営に当たっては、歳入面においては、財源確保のため各種補助金を積極的に活用するとともに、自主財源の確保に向けて多額の収入未済額の解消に向けた具体的な計画を立て、なお一層取り組みの強化をする必要があります。

また、不納欠損につきましては、負担の公平性を配慮し、特に慎重を期することが必要であると思われまます。

歳出面では、引き続き財政規律を重んじた財政運営に取り組み、より予算執行の効果を高めるため、町民のニーズを的確に把握するとともに、常に予算の管理執行状況を把握し、真の町民のためのまちづくりに努められるよう要望いたします。

次に、国民健康保険特別会計について申し上げます。国民健康保険加入世帯数は前年度と比較して81世帯減少し、被保険者数も234人減少をしております。歳入面では、被保険者の減少等により国保税が前年度と比較して1,486万7,000円の減収となりましたが、繰入金、繰越金は増加をしました。療養給付費等交付金及び県支出金等の増額により、全体では微増となりました。

一方で、収入未済額は2,233万6,000円の減となっております。

なお、平成25年度に不納欠損処理した額は2,148万1,000円で、前年度と比較して286万6,000円増加をしております。また、平成25年度末までの滞納累計額は1億335万3,000円あり、依然として高額となっております。執行停止中のものも加味すると、今後とも圧縮する努力が求められます。

現在の国民健康保険財政は、実質単年度収支は赤字となっておりますが、準備基金の積み立ても条例で定める上限近くまで積み立てられておりまして、安定しているものと言えます。医療費が毎年増加する中で、国民健康保険財政の安定化は最も重要な課題であり、その安定化のためには疾病の予防と健康保険税の的確な収納が求められます。特定健診の受診率向上による疾病の予防に向けて、なお一層取り組まれるとともに、引き続き収納率向上対策に努めていただくよう要望をいたします。

次に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。老人保健事業から後期高齢者医療保険事業に移行され、制度運用から6カ年が経過しましたが、国において特に制度改廃の議論はされておらず、現段階では現行制度が継続するものと思われまます。

次に、下水道事業特別会計について申し上げます。平成25年度の公共下水道の事業量は、管渠布設278メートル、面整備3.5ヘクタールで、新たに83世帯132人が使用可能となりました。平成25年度末現在の管渠総延長は47.4キロメートル、面整備累計は208.8ヘクタールで、普及率は33.4%、3,220世帯、7,115人となっております。

現在、認可を受けております233ヘクタールが、平成27年度に完了予定であります。その後は事業展開を凍結する方向で検討中とのことでありますが、慎重に検討されること

が望まれます。

一方、浄化センターの老朽化が進み、長寿命化対策が計画されております。これらの財源を確保するためにも、水洗化率の向上に向けた取り組みをなお一層推進することが求められております。

このような中で、平成25年度末における財政状況は、起債残高が26億8,640万1,000円であり、その償還や事業推進に必要な費用及び施設維持管理に要する財源を使用料で賄っておりますが、不足額は一般会計からの繰り入れで補っております。25年度の実質的な一般会計の負担額は、下水道費の交付税基準財政需要額算入額が1億4,405万3,000円ありまして、実質的な一般会計からの繰入金は3,616万5,000円であることも考慮して運営に当たるべきと考えます。

特筆すべき点は、供用開始当時から下水道使用料徴収の手続が一部欠落したことによる未調定、未徴収が発生した件に対する対応であります。このことにつきまして、地方自治法に基づき、過去5年前までさかのぼって、平成20年度に調定された使用料は598万423円ありますが、平成25年度末現在の納入済み額は452万1,516円でありまして、収納未済額が145万8,907円に減少してきております。このことは、徴収体制を変更し、徴収努力の結果と一定の評価ができるものと思われまます。今後とも、確実な債権の確保と徴収手段を明示した上で、確実に履行されることを強く要望いたします。

次に、介護認定審査会特別会計について申し上げます。3町による認定審査は的確、そしてスムーズに行われておりまして、今後ともさらに連携を密にし、適正な審査を行われるよう要望いたします。

次に、介護保険特別会計について申し上げます。平成25年度の要介護、要支援の申請者件数は948件で、前年度と比較して67件減少しております。申請者のうち非該当は10件となっております。今後、介護給付費の増加も見込まれますことから、負担に対する公平性の確保と安定的な事業運営が求められます。このため、保険料の収入確保は必要不可欠であります。今後とも収入未済額を増加させないよう努めていただきたいと思います。また、介護を必要とする全ての人々に希望する介護サービスが的確に提供できるよう、円滑な運営を図っていくよう望みます。

次に、一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計について申し上げます。この特別会計は、一ツ瀬川土地改良事業で導入された畑地かんがい用水を他の農業にも雑用水として使用することを目的に、1市3町の構成で設置されたもので、平成21年度から事業運営を開始しております。平成25年度は口蹄疫の影響もほぼ終息し、安定した運営となっております。今後とも収入の確保に努め、適正で安定的な運営に努められるよう要望いたします。

続きまして、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づく平成25年度高鍋町水道事業会計決算審査結果について御報告申し上げます。

決算審査は、去る6月17日から6月23日までの間の中で、役場において書面審査及び対面審査を実施し、審査意見書を7月15日に講評を兼ねて町長に提出いたしました。

その概要について御報告申し上げます。

審査の期間は、6月の17日から6月の23日までの間のうち実質5日間でございます。

審査の方法は、町長から提出されました決算書類及び附属書類が地方公営企業法その他関係法令等に基づき作成されているか、また、水道事業の経営成績及び財政状態が適正に表示されているかを検証するため、必要に応じて関係者から説明を聴取し、会計帳票、証拠書類、関係帳簿など通常実施すべき審査手続及び必要とする審査を実施いたしました。

審査の結果でございますが、決算書類及び決算附属書類は、地方公営企業法その他関係法令に基づき作成され、その計数は正確であり、関係帳簿と符合し、かつ当年度における水道事業の経営成績及び財政状況を適正に表示していることを認めました。また、予算の執行も適正に執行されていることを認めました。

それでは、総括意見を申し上げます。

まず、分析による現状の評価でございますが、業務の実績につきましては、本年度の給水人口は1万8,905人で、前年度より42人減少している反面、漏水が増加し、年間総配水量は前年度と比較して7万4,103立方メートル増加をしております。

なお、漏水対策等の効果もありまして、有収率88.2%と高い水準を維持しておりますとともに、施設利用率も上昇しているなど、同類型の施設利用率、最大稼働率、負荷率を上回っております、効率的な業務運営がなされたものと評価をできます。

次に、経営成績につきましては、収益では、営業収益は給水収益が減少するとともに、その他の営業収益も減少したため、前年度を1.4%下回っております。営業費用は、老瀬浄水場第2次拡張工事により取得した資産の償却が終了したことによりまして、減価償却費が大幅に減少し、6.4%下回りました。営業外費用は、支払利息が5.9%減少をしております。これらの結果、純利益は前年度より2,047万5,847円増加し、1,904万8,835円となりまして、前年度の赤字を差し引いて1,762万1,823円の利益剰余金を生み出しております。

経営状況につきましては、前年度より経営分析での指数は経営指標とほぼ同程度であります。若干下回っている部分もありますので、これから改善を図っていく必要があるものと考えます。

次に、財政状態につきましては、貸借対照表のとおりでございます。資産の部では、有形固定資産は、建物、機械及び装置が減少し、構築物が若干増加するとともに、給配水管管理図数値化業務が完了していないために建設仮勘定が増加をしております。流動資産は、企業債借り入れの抑制に加え、配水管布設がえ等建設改良費、企業債償還等の支出によりまして、現金預金が大幅に減少をしております。

負債の部では、流動負債で配水管布設工事等の未払いはありますが、減少をしております。

資金運用面では、流動資産が流動負債を大きく上回っております、資金不足はなく、安定しているものと見られます。

資本金の部では、自己資本金は建設改良積立金から組み入れられたことによりまして、6,122万7,492円増加しましたが、企業債の借り入れの抑制により、借入資本金が減少したために1億1,403万9,187円減少をしております。

剰余金は25年度純利益の増によりまして、1,904万8,835円増加しましたが、建設改良積立金を取り崩したことによりまして、全体では4,217万8,657円の減少となっております。当年度末におけます財政状況は、安定をしていると言えますが、企業債未償還残高が30億5,000万円と高額でありまして、さらなる経営努力が望まれます。

分析による評価は以上のとおりであります。平成25年度の経営状況を見ますと、収益的収支の収益面では、給水人口は前年度より減少し、経営の根幹であります営業収益も前年度と比較して1.5%減少をしております。一方、費用面も、老瀬浄水場第2次拡張工事により取得した資産の償却が終了したことが大きな要因となりまして、減価償却費が大幅に減少しております。このことにより、純利益は1,904万8,835円の黒字となっております。

資本的収支につきましては、収入では企業債が4,000万円増加し、工事負担金が758万8,132円減少し、全体では3,241万1,868円の増となっております。支出面では、配水管布設がえ等の工事に取り組んだことによりまして、一般改良費が4,264万7,231円増加をしております。

経営状態につきましては、企業債元利償還金が給水収益の50%を超える状況が続くとともに、多額の減価償却費の計上など経営環境の改善には長期間を要するものと思われま。このような中で、給水人口は減少傾向にあり、大幅な増加は見込めず、今後、水道事業の経営に当たっては、業務見直しによるさらなる効率化に向けた取り組みと安全で良質な水の安定供給に向けて信頼される水道事業の執行を要望するものであります。

なお、収益的収支の減価償却費が大幅に減少したことによりまして、給水原価が11.9円安くなりまして、給水原価が給水単価を上回る額が圧縮され、7.8円となっております。引き続き、逆ざやの解消に向けて徹底した経営分析を行い、その結果を踏まえた企業努力と経営を望みます。

以上で報告を終わります。

---

○議長（山本 隆俊） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

この後11時25分から議員協議会を開きたいと思っております。第3会議室にお集まりください。

午前11時12分散会

---